

第3次京田辺市生涯学習推進基本計画の中間見直しについて

1 第3次京田辺市生涯学習推進基本計画中間見直しの背景と目的

京田辺市では、令和3年度に第3次京田辺市生涯学習推進基本計画（以下「現計画」という。）を策定し、生涯学習社会の実現に向けて様々な施策を推進してきました。

現計画の期間は、令和4年度から令和13年度までの10年間ですが、国内外の動向や社会情勢の変化に対応するため、計画の内容については、計画期間の中間に当たる令和8年度に内容を見直すこととしています。

【国内外の動向や社会情勢の変化】

- ① 現計画の計画期間中に関係法令等の改正があったこと。
- ② 現計画の事業の改廃があったこと。
- ③ 現計画の計画期間中に社会情勢や市民を取り巻く環境が変化したこと。

2 計画の見直し方法及び体制

(1) 見直し方法

- ① 現計画の点検を行います（計画の進捗状況を把握し、成果と課題を明らかにします）。 【4月～7月】

- ② 基礎的資料の収集を行い、現状の課題分析を行います。

【6月～8月】

- ③ 市民の意見を反映させるため、次の方法を取ります。

・16歳以上の市民を対象にアンケート調査を実施します。 【7月】

・区・自治会並びに中央公民館等の登録サークル、文化協会及びスポーツ協会所属団体等にアンケート調査を実施します。 【7月】

・ワークショップを実施します。 【調整中】

・学識経験者、各種関係団体の代表者等で構成する生涯学習推進協議会及び社会教育委員会議で見直し計画案を報告します。

【9月・11月・1月】

・見直し計画の素案に対するパブリックコメントを実施します。

【12月】

- ④ 生涯学習推進協議会から答申をいただきます。 【令和9年1月】

- ⑤ 見直し計画を策定します。 【令和9年3月】

- ⑥ ホームページ等を活用して市民に周知します。 【令和9年3月～】

(2) 見直し体制

① 生涯学習推進協議会

教育委員会（教育長）の諮問に応じて見直し計画案を検討し、その結果を教育委員会（教育長）に答申します。

② 社会教育委員会

見直し計画全体に対して意見をいただきます。

③ 庁内体制

- ・生涯学習推進本部、生涯学習推進幹事会

基礎的資料の分析、見直し計画案の作成及び調整を行います。

- ・各課（室）

基本目標の実現に向けた施策展開における具体的事業の見直しを行います。

資料分析、見直し計画案の作成等については、専門機関に委託する予定です。



